

## 田辺市地域公共交通活性化協議会傍聴規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、田辺市地域公共交通活性化協議会運営要領第8条の規定に基づき、田辺市地域公共交通活性化協議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

### (傍聴人の定員)

第2条 会議の傍聴人の定員は10人とし、先着順に受け付けるものとする。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

2 一般傍聴人の定員が前項の定員に達したときは、傍聴席に入場させないことがある。

### (傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の用紙に住所及び氏名を記入するものとする。

### (傍聴席に入ることができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓、その他楽器の類を持っている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

### (傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章の類の着用をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 他の傍聴人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(会長の指示)

第8条 傍聴人は、全て会長の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの規程に違反するときは、会長はこれを制し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年7月21日から施行する。